

23

大正期の歯科教育改革に影響を及ぼした
女子学生運動(第1報)

永藤 欣久

東洋学園大学 東洋学園史料室

かつて日本の学生も権力に物申す存在であり、抗議、批判の対象は学校「当局」から政府、外国まで、時に国をも揺るがす政治的うねりを起こした。しかし、学生運動の高揚は学校にとっての不祥事であり、学校史における言及は乏しい。大正期に歯科教育の底上げが図られた際、明華女子歯科医学専門学校で学生運動が旧体制転覆に大きな影響を与えたことも今日知る人はいない。新経営陣は一切言及を避け、僅かに当事者による「女子専門学校初の学生運動」の断片的回顧が残るのみである。

演者はこれまで体系的報告のなかった女子歯科教育について、旧制東洋(旧明華)女子歯科医学専門学校(1917-50)資料を用いて報告している。報告が乏しいのは文部大臣指定専門学校のレベルにあった2校の女子校が戦後の占領期改革で大学レベルと認められず(B級認定)、廃校になっているからである。この分野の嚆矢である日本(旧東京)女子歯科医学専門学校(1909-50)の後身は存在するが、共学の新制歯科大学設置当初は旧制からの連続性を主張せず、今日も歯科の「旧六」(伝統校)には含まれない。このため歯科教育には医学教育における東京女子医科大学が存在しない。

明華女歯は東京女歯から派生し、医術開業歯科試験の受検予備校・明華女子歯科医学講習所として1917(大正6)年9月12日開校、1918年に各種学校(明華女子歯科医学校)認可、1921年末に財団法人と専門学校設立の認可を得た。1926(同15)年11月4日に旧歯科医師法第1条第1号に基づく文部大臣指定認可、直前に東洋女歯へ名称変更、修業年限4年6ヶ月で「無試験開業の特典」を得られる歯科教育機関として完成した。専門学校昇格と指定認可は東京女歯より先んじ、本邦初を謳った。

一連の動きは専門学校令(1903)と歯科医師法(1906)及び公立私立歯科医学校指定規則に適應するためである。これらの施策によって歯科教育は専門学校(高等教育)レベルに引き上げられるが、長谷川泰が廃校の断を下した済生学舎の例を挙げるまでもなく、より経営基盤の脆弱な女子校、地方校が要求された基準を満たすのはさらに困難だった。昇格、指定に手間取ったこれらの学校では紛争が発生し、国と学生(及び概ね医師、歯科医師の父兄)双方から経営責任を問われたこれらの創立者、大久保潜龍(東京女歯)、香山明(明華女歯)、國永正臣(九州歯科)が身を引くことと引き換えに指定認可が下った。

前述のように学生側の資料は皆無に近かったが、竹原直道(九州歯科大学名誉教授)は専門学校昇格後最初の入学(1922)で東洋女歯(指定後)第1回卒業生の父が所蔵していた1926年3~7月の学生会本部報告など文書5点、父兄会報告6点、学校側の経過説明、新聞記事のスクラップ帖を入手し、演者は2018年にこれら資料の提供を受けた。従来も紛争の推移は新聞バックナンバーである程度窺い知ることは可能だったが、当時の民度を反映する報道姿勢はいかにも興味本位(例「明華の女豪連文部省へ」万朝報7月2日)で、学生側一次資料の発見は大きな成果である。

指定遅延の原因は法人の組織、基金、学校の設備、教員の不備であり、遠因は経営者の個性にあるが、文書では学校側が「協議員を理事長一個人の意志に依つて推薦せんとするに対し」、文部省が「一私人の意志によつて自由に学校が動き易き従来の組織を改め(略)公平にして完全なる合議制」を求めるなど、今日も変わらない学校法人のあり方が焦点となっていることなど興味深いものがある。

本報告は各資料を個々に紹介した後、学校側資料と突き合わせ、女子歯科教育における学生運動の実相とその影響について考察する。